

呉市会計年度任用職員（学校司書） 募集案内

令和7年度から会計年度任用職員として呉市立小・中学校で学校司書として勤務していただける方を次のとおり募集します。

会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で任用される非常勤職員です。

申込みができない場合

次のいずれかに該当する場合は、申込みできません。

【地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合】

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 呉市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

採用までの流れ

1. 「令和7年度 呉市会計年度任用職員（学校司書）任用申込書」を呉市教育委員会学校教育課に提出します。（随時）
2. 提出された申込書は、会計年度任用職員台帳に登録されます。
3. 呉市立小・中学校において、人材が必要となった場合に、面接等のご連絡をします。
4. 学校教育課において、面接等を行います。具体的な仕事内容や勤務時間、日数などの説明を受けます。
5. 採用となった場合、会計年度任用職員として任用されます。

【留意事項】

- ・業務内容や勤務条件などが、ご希望のものと異なる場合があります。
- ・この登録者の中から選考するほか、別途、ハローワーク等により直接募集することもあります。

申込方法

別紙の「令和7年度 呉市会計年度任用職員（学校司書）任用申込書」を呉市教育委員会学校教育課に提出してください。募集期間はなく随時募集を受付しています。

提出先：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市教育委員会学校教育課（呉市役所8階）

電話：当該募集案内や具体的な業務のこと 学校教育課 0823-25-3454（直通）

会計年度任用職員など制度全般のこと 教育総務課 0823-25-3483（直通）

勤務条件等

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
募集職種	学校司書（主に学校図書館の本の貸出・返却、環境整備、教育指導への支援）
報酬	1時間当たり 1, 181円
勤務時間	・ 1日4時間 ・ 月曜日又は火曜日から金曜日まで、週4～5日 年間200日 ※ 1月当たり67時間以内を目安とします。 ※ 配属先の学校長が割り振ります。
休日	原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）ほか
休暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）
勤務地	呉市立小・中学校の複数校 ※ 1校あたり、週1～2日勤務します。
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合は、選考の上、再度任用することがあります。
試用期間	1月（再度の任用の場合も同様）
福利厚生	公務災害補償
服 務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適用されますが、服務の規定のうち、営利企業への従事（兼業）の制限は適用されませんので、兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来たすおそれがある場合等を除いては、兼業を行うことができます。

その他

- 職員台帳への登録完了については、特にお知らせいたしません。
- 台帳登録の有効期間は申込日から任用の対象となる年度の末日（3月31日）となります。
- ご提出いただいた登録用紙は、個人情報として厳正に取り扱います。
- ※申請後の申込書については、返却いたしませんので、ご了承ください。